



福知山市・島原市姉妹都市提携記念

「福知山展」を開催します



3月1日は、福知山市(京都府)と本市が姉妹都市を提携した記念日で、今年は37周年目に当たります。これまで、福知山市・島原市の両市では市民団体の訪問、文化・スポーツなどの交流を通じて、友好を深めてきました。今後も、心通い合う交流を続け、さらなる友好を深めて行きます。

この「福知山展」は、福知山市内の写真などを展示し、もっと福知山市を知ってもらおうと開催するものです。



- ▶と き 3月1日(日)～3月17日(火)
※土・日曜は午前中のみ
- ▶ところ 有明庁舎ロビー
- ▶内 容
 - ・福知山市内の写真パネルの展示
 - ・パンフレットの設置
- ▶問い合わせ先 秘書人事課秘書広報班
(☎内線 124)

市有地分譲地売却促進・定住促進 事業奨励金

市有地分譲地(仁田住宅団地 24 区画、安中地区 4 区画)を対象に「①購入した人」、「②家を建てた人」、「③移住して家を建てた人」に対し、次のとおり奨励金を交付します。

種 類	①市有地分譲地売却促進事業奨励金	定住促進事業奨励金	
		②新 築	③若年世帯移住
対象者	分譲地を購入した人(法人を含む)	本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、3年以内に住居を新築して住民登録をした人	①および②に該当する個人で、県外から初めて本市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる40歳以下の人
奨励金	土地購入代金の10%(1000円未満切捨)	次のうち少ない額 ・住宅建築契約のうち、本人が負担した額の10%(1000円未満切捨) ・50万円(市内事業者施工の場合)または30万円(市外事業者施工の場合)	①の金額を定住の翌年度から最長9年間 ※土地購入代金のうち本人が負担した額を上限 ※最長9年間受けると、①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります ※該当者が複数の場合は抽選

▶申込方法 契約管財課に備え付けの所定の申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、契約管財課財産管理班に提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます

▶問い合わせ先 契約管財課財産管理班 (☎内線 261)